

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月29日

大田原市長 津久井 富雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大田原地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体	法人	0経営体
	個人	67経営体
	集落営農（任意組織）	2組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分にいるかどうか

担い手はあるが、充分とは言えない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へと誘導する。

6. 地区農業の将来のあり方

当地区は都市化の傾向が強い地区であるため、将来、農業従事者減少に伴う担い手不足や農業従事者の高齢化が懸念されることから、地区担い手の育成が急務である。

このため個人農業者については認定農業者に誘導して、認定農業者のメリットを活かしながら経営基盤を強化して担い手としての育成を図る。また、集落営農組織については法人化に誘導して、農地の利用権等の主体となり、継続的・安定的な経営環境を構築できるようにして担い手としての育成を図る。

農地中間管理事業の活用や担い手の確保に当たっては、適宜、地区の話合いの場の設定や農地利用最適化推進委員3名との連携を図り推進に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月29日

大田原市長 津久井 富雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

金田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体	法人	8経営体
	個人	395経営体
	集落営農（任意組織）	3組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分にいるかどうか

担い手はあるが、充分とは言えない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へと誘導する。

6. 地区農業の将来のあり方

当地区は平坦で水田比率が高く、他の地区に比べ経営規模が大きい地区であるため、当地区の農業を持続可能なものとするためには担い手の育成が引続き必要である。

このため個人農業者については認定農業者に誘導して、認定農業者のメリットを活かしながら経営基盤を強化して担い手としての育成を図る。また、集落営農組織については法人化に誘導して、農地の利用権等の主体となり、継続的・安定的な経営環境を構築できるようにして担い手としての育成を図る。

農地中間管理事業の活用や担い手の確保に当たっては、適宜、地区の話合いの場の設定や農地利用最適化推進委員8名との連携を図り推進に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月29日

大田原市長 津久井 富雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

親園地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体	法人	2経営体
	個人	187経営体
	集落営農（任意組織）	6組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分にいるかどうか

担い手はあるが、充分とは言えない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へと誘導する。

6. 地区農業の将来のあり方

当地区は優良農地が多く、土地利用型作物を中心に果樹生産や畜産なども盛んな地区である。しかし、担い手の高齢化や担い手不足といった不安材料もあることから、当地域の農業を持続可能なものするためには担い手の育成が引続き必要である。

このため個人農業者については認定農業者に誘導して、認定農業者のメリットを活かしながら経営基盤を強化して担い手としての育成を図る。また、集落営農組織については法人化に誘導して、農地の利用権等の主体となり、継続的・安定的な経営環境を構築できるようにして担い手としての育成を図る。

農地中間管理事業の活用や担い手の確保に当たっては、適宜、地区の話し合いの場の設定や農地利用最適化推進委員3名との連携を図り推進に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月29日

大田原市長 津久井 富雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

野崎地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体	法人	3経営体
	個人	62経営体
	集落営農（任意組織）	5組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分にいるかどうか

担い手はあるが、充分とは言えない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へと誘導する。

6. 地区農業の将来のあり方

当地区は用途区域と接していることから、都市化に加え担い手の高齢化や担い手不足の不安材料があることから、当地区の農業を持続可能なものとするためには担い手の育成及び優良農地の確保が引続き必要である。

このため個人農業者については認定農業者に誘導して、認定農業者のメリットを活かしながら経営基盤を強化して担い手としての育成を図る。また、集落営農組織については法人化に誘導して、農地の利用権等の主体となり、継続的・安定的な経営環境を構築できるようにして担い手としての育成を図る。

農地中間管理事業の活用や担い手の確保に当たっては、適宜、地区の話し合いの場の設定や農地利用最適化推進委員2名との連携を図り推進に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月29日

大田原市長 津久井 富雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

佐久山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体	法人	0経営体
	個人	73経営体
	集落営農（任意組織）	2組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分にいるかどうか

担い手はあるが、充分とは言えない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へと誘導する。

6. 地区農業の将来のあり方

当地区は、箒川沿岸に開けた圃場整備による水田と山間に位置する長狭的な湿田地帯からなる地区で、特に山間部は耕作条件等が悪いため後継者のいない農業者の農地が遊休農地化する恐れがある。当地区の農業を持続可能なものとするためには担い手の育成及び優良農地の確保が引続き必要である。

このため個人農業者については認定農業者に誘導して、認定農業者のメリットを活かしながら経営基盤を強化して担い手としての育成を図る。また、集落営農組織については法人化に誘導して、農地の利用権等の主体となり、継続的・安定的な経営環境を構築できるようにして担い手としての育成を図る。

農地中間管理事業の活用や担い手の確保に当たっては、適宜、地区の話合いの場の設定や農地利用最適化推進委員5名との連携を図り推進に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月29日

大田原市長 津久井 富雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

湯津上地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体	法人	11経営体
	個人	160経営体
	集落営農（任意組織）	3組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分にいるかどうか

担い手はあるが、充分とは言えない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へと誘導する。

6. 地区農業の将来のあり方

当地区は平坦な農地と転作田を利用した果樹・園芸作物・畜産が盛んな地区である。

現在、地区の担い手は確保されているが、担い手の高齢化といった不安材料もあることから、当地区の農業を持続可能なものとするためには担い手の育成が引続き必要である。

このため個人農業者については認定農業者に誘導して、認定農業者のメリットを活かしながら経営基盤を強化して担い手としての育成を図る。また、集落営農組織については法人化に誘導して、農地の利用権等の主体となり、継続的・安定的な経営環境を構築できるようにして担い手としての育成を図る。

農地中間管理事業の活用や担い手の確保に当たっては、適宜、地区の話し合いの場の設定や農地利用最適化推進委員6名との連携を図り推進に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月29日

大田原市長 津久井 富雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

黒羽地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体	法人	1経営体
	個人	35経営体
	集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分にいるかどうか

担い手はあるが、充分とは言えない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へと誘導する。

6. 地区農業の将来のあり方

当地区は、中山間地域で小規模経営体を単位とした農業経営が多い地区である。当地区の農業を持続可能なものとするためには、担い手の育成及び優良農地の確保が引続き必要である。

このため個人農業者については認定農業者に誘導して、認定農業者のメリットを活かしながら経営基盤を強化して担い手としての育成を図る。また、集落営農組織については法人化に誘導して、農地の利用権等の主体となり、継続的・安定的な経営環境を構築できるようにして担い手としての育成を図る。

農地中間管理事業の活用や担い手の確保に当たっては、適宜、地区の話し合いの場の設定や農地利用最適化推進委員5名との連携を図り推進に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月29日

大田原市長 津久井 富雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川西地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体	法人	5経営体
	個人	115経営体
	集落営農（任意組織）	3組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分にいるかどうか

担い手はあるが、充分とは言えない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へと誘導する。

6. 地区農業の将来のあり方

当地区は優良農地が多く、稲作中心の作目体系であるが果樹栽培や畜産なども盛んな地域である。

現在、地区の担い手は確保されているが、担い手の高齢化といった不安材料もあることから、当地区の農業を持続可能なものとするためには担い手の育成が引続き必要である。

このため個人農業者については認定農業者に誘導して、認定農業者のメリットを活かしながら経営基盤を強化して担い手としての育成を図る。また、集落営農組織については法人化に誘導して、農地の利用権等の主体となり、継続的・安定的な経営環境を構築できるようにして担い手としての育成を図る。

農地中間管理事業の活用や担い手の確保に当たっては、適宜、地区の話し合いの場の設定や農地利用最適化推進委員3名との連携を図り推進に取り組む。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月29日

大田原市長 津久井 富雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

両郷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体	法人	0経営体
	個人	50経営体
	集落営農（任意組織）	2組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分にいるかどうか

担い手はあるが、充分とは言えない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へと誘導する。

6. 地区農業の将来のあり方

当地区は、中山間地域で小規模経営体を単位とした農業経営が多い地区である。当地区の農業を持続可能なものとするためには、担い手の育成及び優良農地の確保が引続き必要である。

このため個人農業者については認定農業者に誘導して、認定農業者のメリットを活かしながら経営基盤を強化して担い手としての育成を図る。また、集落営農組織については法人化に誘導して、農地の利用権等の主体となり、継続的・安定的な経営環境を構築できるようにして担い手としての育成を図る。

農地中間管理事業の活用や担い手の確保に当たっては、適宜、地区の話し合いの場の設定や農地利用最適化推進委員5名との連携を図り推進に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月29日

大田原市長 津久井 富雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

須賀川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体	法人	0 経営体
	個人	11 経営体
	集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分にいるかどうか

担い手はあるが、充分とは言えない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へと誘導する。

6. 地区農業の将来のあり方

当地区は、中山間地域で小規模経営体を単位とした農業経営が多い地区である。当地区の農業を持続可能なものとするためには、担い手の育成及び優良農地の確保が引続き必要である。

このため個人農業者については認定農業者に誘導して、認定農業者のメリットを活かしながら経営基盤を強化して担い手としての育成を図る。また、集落営農組織については法人化に誘導して、農地の利用権等の主体となり、継続的・安定的な経営環境を構築できるようにして担い手としての育成を図る。

農地中間管理事業の活用や担い手の確保に当たっては、適宜、地区の話し合いの場の設定や農地利用最適化推進委員3名との連携を図り推進に取り組む。